

2017年1月25日 全9頁

上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し

今年（2016年分所得）の確定申告から適用可、最大5%減税に

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2016年12月8日に公表された「平成29年度税制改正大綱」により、上場株式等の住民税の課税方式が事実上見直されることが明らかになった。
- 上場株式等の配当所得については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることが明確化された。特定公社債等の利子所得および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等における申告不要制度と申告分離課税の選択においても、同様である。
- 所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが納税者のメリットとなるケースは主に2つある。1つは、上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（または申告分離課税）を選択することで住民税の税負担を抑えられるケースが挙げられる。もう1つは、所得税は申告分離課税で損益通算や繰越控除を利用する一方、住民税は申告不要制度を選択し国民健康保険料等の増加を抑えられるケースが挙げられる。
- これらの改正は現行法の解釈により実現するため、2016（平成28）年分の所得に対する2017（平成29）年2月16日～3月15日に行われる確定申告においても適用できる。ただし、所得税と住民税で異なる課税方式を選択するには、所得税の確定申告書を税務署に提出する日の前日以前に、別途、住民税の申告書を市区町村に提出する必要がある。

[目次]

1. 改正の概要	2 ページ
2. 課税方式の選択と税・社会保険料負担への影響	3 ページ
(1) 所得税の配当控除と住民税の税率5%の両方が適用可能	3 ページ
(2) 住民税申告不要で社会保障制度への影響を回避する	4 ページ
3. 異なる課税方式を選択するために必要な手続き	7 ページ
(1) 現行法における手続き	7 ページ
(2) 法令改正後の手続き	9 ページ

※ なお、税務申告等におかれましては、ご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。

1. 改正の概要

2016年12月8日、自由民主党・公明党は「平成29年度税制改正大綱」¹（以下、大綱）を公表した。

大綱には、「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する」とされた。

上場株式等の配当所得については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できたが、大綱により、現行法においても所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることが明確化された。

特定公社債等の利子所得および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等においても、従前より、申告不要制度と申告分離課税を納税者が任意に選択できたが、これも、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能であることが明確化されることとなる。

したがって、上場株式等（上場株式、公募株式投信、特定公社債、公募公社債投信など、特定口座の対象となる金融商品）の所得について、所得税と住民税の課税方式を整理すると、以下ようになる。

図表1 上場株式等の所得に係る課税方式

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式	備考
譲渡所得 (注1)	源泉徴収ありの特定口座の場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	—
配当所得	大口株主に該当しない場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税(注2)	総合課税	—
利子所得		・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

(注1)取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

(注2)少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

(出所)現行法令および大綱等をもとに大和総研作成

この改正は現行法の解釈により実現するため、2016(平成28)年分の所得について2017(平成29)年2月16日～3月15日に行われる所得税の確定申告(および住民税の申告)においても適用できることとなる。

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

2. 課税方式の選択と税・社会保険料負担への影響

所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが納税者のメリットとなるケースは主に2つある。

1つめは、主に従前より上場株式等の配当所得につき総合課税を選択することが有利であった者において、「上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（または申告分離課税）」を選択することで住民税の税負担を抑えられるケースである。

2つめは、自営業者や年金生活者等が損益通算や繰越控除を利用する場合において、住民税は申告不要制度を選択することで社会保障制度への影響を回避できるケースである。

(1) 所得税の配当控除と住民税の税率5%の両方が適用可能

上場株式等の配当所得につき、総合課税を適用した場合の住民税の税率は10%となる。商品によっては配当控除を適用することができるが、配当控除による税額控除額は最大でも配当所得の2.8%であり、配当所得を考慮後の住民税の税率は最小でも7.2%（最大は配当控除が適用されない場合の10%）となる。

これに対して、申告不要制度または申告分離課税における住民税の税率は5%であるため、**住民税においては総合課税を選択するよりも申告不要制度（または申告分離課税）を選択した方が常に（最小で2.2%、最大では5%）実質的な税率が低くなる。**

なお、申告分離課税と申告不要制度ではいずれも住民税の税率は5%で同じであるが、損益通算及び繰越控除の適用を受けない場合は、申告不要制度を適用した方が納税者にとって有利であるものと考えられる²。

国内上場株式の配当³について、(A)「両方とも申告不要」、(B)「両方とも総合課税」、(C)「所得税は総合課税で住民税は申告不要」のいずれを選択する方が納税者の税負担が少なくなるか有利となるかを分析したものが、次の図表2である⁴。

図表2により、最も税率の低い課税方式は(A)「両方とも申告不要」か(C)「所得税は総合課税で住民税は申告不要」のいずれかであり、**(B)「両方とも総合課税」が最も税率が低くなるケースはない**ことがわかる。

納税者の課税所得金額が900万円以下の場合は、所得税では総合課税を適用し配当控除のメリットを享受し、住民税では申告不要制度を適用し5%の税率とする(C)の課税方式が最も納税

² 後述するように、各種の社会保障制度においては申告された住民税の所得が用いられるため、社会保障制度への影響を考慮すると、申告分離課税より申告不要制度を選んでおいた方が納税者にとって有利と考えられる。

³ 国内上場株式を投資対象とするETFの分配金を含む。

⁴ なお、「所得税は申告不要で住民税は総合課税」も選択肢としてはありうるが、この場合、最低でも税率が実質22.515%（所得税+復興特別所得税15.315%、住民税実質7.2%）となり、両方とも申告不要とする20.315%より常に負担が重くなるため、考慮しないこととした。

者の税負担が少なくなる。他方、納税者の課税所得金額が 900 万円超の場合は、両方とも申告不要制度を適用することが最も納税者の税負担が少なくなる。

図表 2 課税方式の選択の分析（国内上場株式の配当の場合）

課税所得金額	(A)両方とも申告不要			(B)両方とも総合課税						(C)所得税は総合課税で住民税は申告不要	最も税率の低い課税方式				
	所得税・復興特別所得税 (①)	住民税 (②)	合計 (①+②)	所得税(復興特別所得税除く)			復興特別所得税込みの所得税の正味税率 (③)		住民税			正味税率の合計(③+④) (④)	正味税率の合計 (③+②)		
				税率	配当控除率	正味税率	税率	配当控除率	正味税率 (④)						
195万円以下				5%		0%	0%				7.2%※1	5%※1	C		
195万円超 330万円以下				10%		0%	0%				7.2%	5%			
330万円超 695万円以下	15.315%	5%	20.315%	10%		10%	10.21%	10%	2.8%	7.2%	17.41%	15.21%			
695万円超 900万円以下											23%	13%		13.273%	20.473%
900万円超 1,000万円以下											33%	23%	23.483%	30.683%	28.483%
1,000万円超 1,800万円以下											33%	28%	28.588%	37.188%	33.588%
1,800万円超 4,000万円以下				5%		40%	35%	35.735%	1.4%	8.6%	44.335%	40.735%	A		
4,000万円超	45%	40%	40.84%								49.44%	45.84%			

※1 配当所得に係る税額から控除し切れない分は、他の所得に係る税額から控除する形となる。

※2 配当控除以外の税額控除はないものとして計算している。

※3 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示している。

(出所) 現行法令および大綱をもとに大和総研作成

(B)「両方とも総合課税」に比べ、(C)「所得税は総合課税で住民税は申告不要」が有利になるケースにおける税率の差は 2.2%であり、(C)の方法を採用することで(B)の方法に比べて税負担が減る金額は、配当所得が 10 万円の場合で 2,200 円、100 万円の場合で 2 万 2,000 円、900 万円の場合（想定される上限の場合）で 19 万 8,000 円となる。

後述するが、(C)の方法を採用するには、納税者にとって 2 枚の申告書を作成する手間がかかる。このため、納税者は、軽減される税額と申告書作成の手間を勘案して、課税方式を決定するとよいと考えられる。

なお、公募株式投信の分配金の場合は、銘柄により配当控除の控除率が異なる（配当控除不可の銘柄もある）ため、最も納税者の負担が少なくなる課税方式は図表 2 とは異なる。

(2) 住民税申告不要で社会保障制度への影響を回避する

国民健康保険（介護分の保険料を含む）、介護保険（65 歳以上の第 1 号被保険者）、後期高齢者医療制度の保険料は、主に、住民税における所得金額をもとに決定される⁵。

このため、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について、申告分離課税を選択して、損益通算や繰越控除を適用すると、これらの社会保障制度にも影響し保険料が高くなる等の現象も発生する。一部の地方自治体では、上場株式等の譲渡所得及び配当所得等につき確定申告を行う際に国民健康保険料などへの影響も含めて、総合的に判断して申告を行うよう呼びかけを行っている⁶。

⁵ なお、会社員や公務員（協会けんぽ、健保組合、共済組合のいずれかに加入）の場合は、給与や賞与の水準をもとに社会保険料が決定されるため、上場株式等の所得によって社会保険料が変わることはない。

⁶ 例えば、東京都中野区ではウェブサイトで以下のように案内している。

「特定口座（源泉徴収あり）に保管する上場株式等の譲渡所得および配当所得については、原則として総所得金

国民健康保険などの保険料は、地方自治体が条例により算定根拠を定めるが、住民税における所得金額が用いられることが多い。このため、算定根拠に住民税の所得金額を用いている自治体においては、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について所得税において申告分離課税を適用しても、住民税では申告不要制度を適用することで国民健康保険料などの社会保障制度への影響を回避することができる。

社会保障制度への影響も加味した課税方式の選択については、申告不要制度を選択する代わりに申告分離課税を選択し損益通算や繰越控除を適用することで減少する税負担の金額と、申告することで増加する社会保険料等の金額を勘案して判断することになるだろう。

◆試算を用いた解説

地方自治体により社会保障制度が異なることと、所得金額等の状況が納税者により異なることから、本稿（1）のようにケースごとに税負担が少なくなる課税方式を類型化することはできないが、納税者判断の参考となるよう、簡略化した例を用いて試算を行う。

なお、試算では申告によって繰越控除を適用する例を示したが、申告によって上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の損益通算を行う場合も同様の考え方である。

図表3 試算の前提

国民健康保険に加入する自営業者で、上場株式等の譲渡所得につき繰越控除の適用を検討する場合において、税と国民健康保険料を含めた負担が少なくなる課税方式を考える。

○国民健康保険料について

- ・国民健康保険料の所得割の料率は10.71%（千葉県千葉市の平成28年度（介護分を含む）の水準）。
- ・住民税において株式譲渡所得を申告分離課税とすれば繰越控除後の金額が国民健康保険料所得割の算定対象に含まれる。
- ・住民税において株式譲渡所得に申告不要制度を適用すれば国民健康保険料所得割の算定対象に含まれない。
- ・株式譲渡所得の申告の有無にかかわらず、国民健康保険料の上限に抵触せず、負担軽減の対象にもならない。

○上場株式等の譲渡所得

- ・前年に生じた上場株式等の譲渡損失が100万円繰り越されている。
- ・当年の上場株式等の譲渡所得はすべて源泉徴収ありの特定口座内で生じたもの（申告不要制度の利用が可能）で、①100万円の場合、②146.7万円の場合、③200万円の場合の3ケースを試算する。
- ・上場株式等の譲渡所得の課税方式は(A)両方とも申告不要（所得税も住民税も申告不要制度）、(B)両方とも申告分離（所得税も住民税も申告分離課税）、(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要の3ケース⁷を試算する。
- ・当年中に上場株式等の配当所得はない。

（出所）千葉県国民健康保険条例等をもとに大和総研作成

額等を含めず、国民健康保険料の所得割の算定基礎にも含まれません。ただし、確定申告や都民税・特別区民税の申告をした場合は、国民健康保険料の算定基礎に含まれます。所得税や都民税・特別区民税を損益通算したり税額控除が出来ても、国民健康保険料の賦課額が税額の還付額を上回る場合があります。特定口座の『源泉徴収あり』の株式等の所得を申告するかしないかは、総合的に判断する必要があります。」

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/217500/d001998.html>

⁷ なお、「所得税は申告不要で住民税は申告分離」も選択肢としてはありうるが、この試算の例では、両方とも申告分離とする場合よりも常に、15万3,150円（＝100万円×15.315%）負担が重くなるため、考慮しないこととした。

図表 4 課税方式の選択の試算（自営業者が繰越控除を適用する場合）

単位:円、年額		(A)「両方とも申告不要」と比べた負担額の増減		最も負担が少ない課税方式
		(B)両方とも申告分離	(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要	
①繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が100万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(B) 両方とも申告分離
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	±0	±0	
	計	-203,150	-153,150	
②繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が146.7万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(B)と(C)が ほぼ同値
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	+50,016	±0	
	計	-153,134	-153,150	
③繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が200万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(C) 所得税は申告分離で 住民税は申告不要
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	+107,100	±0	
	計	-96,050	-153,150	

試算の前提は図表3を参照

(出所) 現行法令等をもとに大和総研試算

図表4の試算は、いずれも前年から繰り越された上場株式等の譲渡損失が100万円あり、当年の上場株式等の譲渡所得が100万円以上あることを前提にしている。この前提の下では、所得税も住民税も株式譲渡所得につき申告分離課税を選択すれば、繰越控除を適用することにより、税負担は減少する。したがって、所得税について申告不要制度を用いる(A)は最も負担が少ない課税方式とはならない。

所得税については申告分離課税を選択しても（この試算の例では）所得税の所得が国民健康保険料に反映されるわけではないため、所得税については申告不要制度よりも申告分離課税を選択した方が15万3,150円（=100万円×15.315%）、納税者の負担は少なくなる。

住民税については申告分離課税を選択すると、住民税額については申告不要制度よりも5万円（=100万円×5%）減少する。ただし、繰越控除後の株式譲渡所得について10.71%の率で国民健康保険料所得割が課され、申告不要制度を選択するよりも国民健康保険料が増加する。

このため、税と国民健康保険料を含めた負担が少なくなる課税方式が(B)両方とも申告分離となるか、(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要のどちらになるかは、減少する住民税額（5万円）と増加する国民健康保険料のどちらが多いかによることとなる。

図表4のケース①繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が100万円の場合、住民税で申告分離課税を選択しても、繰越控除後の譲渡所得は0円となるため、国民健康保険料は増加しない。このため、(B)両方とも申告分離の課税方式が最も負担が少なくなった。

図表4のケース②繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が146.7万円の場合、住民税で申告分離課税を選択すると、繰越控除後の譲渡所得は46.7万円となり、国民健康保険料は5万16円（=46.7万円×10.71%）増加する。この金額は減少する住民税額の5万円とほぼ等しくなり、税と国民健康保険料を含めた負担は(B)と(C)の課税方式でほぼ同じである。

図表4のケース③繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が200万円の場合、住民税で申告分離課税を選択すると、繰越控除後の譲渡所得は100万円となり、国民健康保険料は10万7,100円（=100万円×10.71%）増加する。この金額は減少する住民税額の5万円より大きいため、(C)所

得税は申告分離で住民税は申告不要の課税方式が最も負担が少なくなった。

どの課税方式が最も有利になるかはケース・バイ・ケースではあるが、自営業者や年金生活者など、上場株式等の譲渡所得及び配当所得等が社会保障制度の適用に影響を与える者においては、「所得税は申告分離で住民税は申告不要」という課税方式が一つの有力な選択肢になるだろう。

3. 異なる課税方式を選択するために必要な手続き

(1) 現行法における手続き

2017年の通常国会に提出予定の税制改正法案および政省令等により制度が改正される可能性もあるが、2016（平成28）年分の所得について、2017（平成29）年2月16日～3月15日に提出する所得税の確定申告書および住民税の申告書は、現行法の下で手続きを行うこととなる。

現行法における所得税と住民税の課税方式の選択方法については、次の図表5のように規定されている。

図表5 現行法における所得税の確定申告書と住民税の申告書の関係

- ① 所得税の確定申告書が提出された場合は、当該確定申告書を提出した日に住民税の申告書を提出されたものとみなす。この場合、所得税の確定申告書に記載された事項は住民税の申告書に記載されたものとみなす。
- ② ただし、同日前に住民税の申告書が提出された場合は、この限りでない。

(出所) 地方税法第45条の3、第317条の3をもとに大和総研作成

所得税の確定申告書を提出し、住民税の申告書を提出していない場合、図表5の①の規定により、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得については所得税と住民税で同じ課税方式を選択したものとみなされる。このため、現行法においてこれまでほとんどの納税者は、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得については所得税と住民税で同じ課税方式が適用されてきた。

これに対し、現行法の下で所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、所得税の確定申告書と住民税の申告書の両方を提出する必要がある⁸。

⁸ 所得税で上場株式等の配当所得について申告不要制度を選択し所得税の確定申告を行わない場合においては、住民税の申告書のみを提出すればよいこととなるが、敢えてそのような申告を行う経済合理性は乏しいため、このケースについては考慮しないこととする。

所得税の確定申告書における記載内容と住民税の申告書の記載内容が異なる場合、住民税の賦課決定⁹においてどちらが優先されるかの規定は明示されていない¹⁰。しかし、現行法（図表5）の規定および大綱により示された解釈から、原則として所得税の確定申告書の記載内容が優先されるが、所得税の確定申告書の提出日より前に住民税の申告書を提出している場合に限り住民税の申告書の記載内容が優先されるものと解釈できる¹¹。

したがって、現行法下において上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得において所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、まず、住民税の申告書を先に市区町村（市区町村役所の税務申告窓口）に提出し、その翌日以後に税務署に所得税の確定申告書を提出することが必要となる。

上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について、住民税で申告分離課税または総合課税を選択する場合には、住民税の申告書の分離課税または総合課税の欄に当該金額を記入すればよい。

他方、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について、住民税で申告不要制度を選択するためには、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について住民税の申告書に記載しなければよい。これは、「住民税の申告書を出さない」という意味ではなく、所得税の確定申告書に記載する他の所得についてはすべて住民税の申告書に記載するが、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得については住民税の申告書に記載しないという意味である¹²。

もっとも、上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得について所得税と異なる課税方法を選択するために住民税の申告書を提出するという慣行はこれまでなく、かつ、法改正が行われているわけでもないため、このような申告書を提出しても、市区町村に納税者の意思表示が正確に伝わらない懸念もある。このため、住民税の申告書の余白等に上場株式等の譲渡所得・配当所得・利子所得につき選択する課税方式（例えば、申告不要制度）を選択する旨を付記すれば、より意思が明確に伝わるものと考えられる。

また、市区町村によっては、住民税の申告書について上場株式等の譲渡所得等について明細を記載するための様式が制定されていない可能性も考えられる。この場合、市区町村に相談の上、税務署に提出予定の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の控え（コピー）を提出すればよいと考えられる。

なお、住民税の申告書を提出する際、市区町村から（所得税の確定申告書の提出時にも必要

⁹ 所得税は「確定」申告書と呼ばれる通り、（税務署により更正されない限り）納税者の申告をもって所得税額が確定する。これに対し、住民税額を決定する主体はあくまで地方自治体であり、住民税の申告書は地方自治体が税額を決定（賦課決定）するために必要な資料として扱われる。

¹⁰ 所得税においては、同一の人が申告期限内に複数の確定申告書を提出した場合、原則として最後に提出された確定申告書をその人の確定申告書とみなす取扱いが明示されている（所得税法基本通達120-4参照）。

¹¹ もし仮に提出日にかかわらず住民税の申告書の記載内容が優先されるとするならば、現行法の規定（図表5の①）に矛盾する。また、仮に提出日にかかわらず所得税の申告書の記載内容が優先されるとするならば、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できるとする大綱の記載内容に矛盾する。

¹² 所得税においては、上場株式等の配当所得を記載しない確定申告書を提出した場合、納税者が積極的に申告不要制度を選択したのものとして取り扱われ（措置法通達8の4-1）、住民税においても同様と考えられる。

な) 特定口座年間取引報告書など 1 枚しかない書面の原本を要求される可能性も考えられる。この場合は、納税者は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択するために所得税の確定申告書を提出する予定であることを市区町村（市区町村役所の税務申告窓口）に伝え、特定口座年間取引報告書などの原本を所得税の確定申告書に添付するため原本でなく控え（コピー）の提出で足りるか相談する必要があるものと考えられる。

住民税の申告書の様式は市区町村により異なり、提出書類等の扱いについても市区町村により異なるものと考えられるため、申告書提出にあたっては、納税者自らが居住する市区町村において必要な手続きを調べる必要があるだろう。

(2) 法令改正後の手続き

大綱における書き振りは、「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する」（下線部筆者）であるため、2017 年度の税制改正法（案）では、特段の条文の改正は行われないことが考えられる。

他方、現行の法律の解釈を明確化するために、政省令や通達などが改正され、所得税の確定申告書や住民税の申告書の記載事項や手続きなどが変わる可能性も考えられる。

2018 年に行われる 2017 年分所得に対する所得税の確定申告書および住民税の申告書については、今後の法令・通達等の改正を踏まえて対応する必要があるだろう。

【以上】